

平成 2 8 年川崎市告示第 5 1 3 号（改正 令和元年川崎市告示 6 9 号） 新旧対照表

新	旧
川崎市告示第 5 1 3 号 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則別表第 1 0 に規定する臭気指数の算定の方法について (省略) 2 装置及び器具 装置及び器具は、次に掲げるとおりとする。 (1) 試料採取装置及び器具 (省略) (2) 判定試験用装置及び器具 ア 環境試料並びに排出口試料用判定試験用装置及び器具 (省略) イ 排水試料用判定試験用装置及び器具 (ア) 無臭水製造装置 <u>日本産業規格K0102-1</u>に定める装置又はこれと同等以上の性能を有するものであること。 (以下略)	川崎市告示第 5 1 3 号 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則別表第 1 0 に規定する臭気指数の算定の方法について (省略) 2 装置及び器具 装置及び器具は、次に掲げるとおりとする。 (1) 試料採取装置及び器具 (省略) (2) 判定試験用装置及び器具 ア 環境試料並びに排出口試料用判定試験用装置及び器具 (省略) イ 排水試料用判定試験用装置及び器具 (ア) 無臭水製造装置 <u>日本産業規格K0102</u>に定める装置又はこれと同等以上の性能を有するものであること。 (以下略)